

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	介護事業者情報に係る電子申請・届出システム及び事業所台帳システムの導入について
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部結合）

（担当部課：福祉部介護保険課・地域包括ケア推進課）

事業の概要

事業名	介護事業者情報に係る電子申請・届出システム及び事業所台帳システムの導入
担当課	介護保険課・地域包括ケア推進課
目 的	介護保険サービス事業所の指定・届出等業務及び事業所情報管理業務を適正に実施するため。
対象者	申請者、介護保険サービス事業所従事者、事業所が設置する運営推進会議構成員、新宿区外事業所を利用する被保険者、新宿区内事業所を利用する他自治体被保険者
事業内容	1 概要 区では、介護保険サービスのうち、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援及び介護予防・生活支援サービス事業に係る事業所指定を実施している。 現在、新宿区が指定する様式を用いて、郵送・持参等により申請、届出の受付を行っているが、国が提供する電子申請・届出システムを利用して、電子による申請、届出等を行えるよう整備する。 また、指定事業所情報について、区から都へ文書により通達しているが、事務効率化のため、都が委託し、他自治体も共通利用している、クラウド型事業所台帳管理システム（以下 LEMSCARE という。）を導入し、情報連携を行えるよう整備する。他自治体との連携においては、新宿区被保険者が区外に所在する事業所を利用する場合、または新宿区外自治体被保険者が新宿区内事業所を利用する場合の同意依頼および情報連携を行えるように整備する。 2 個人情報保護管理運営会議への付議内容 （1）外部結合 ① 電子申請・届出システム（国） 国が管理するシステムに LGWAN 回線を用いて接続し、ウェブブラウザによりシステムを使用する。 【業務内容】 各種申請・届出における、受付・審査・結果通知業務 【扱う個人情報】 ・申請者（法人代表者）の氏名、住所、生年月日 ・従事者の氏名、住所、生年月日、資格を証明する書類（資格証等）、介護支援専門員番号 ・事業所が設置する運営推進会議構成員の氏名、所属、職名 ・新宿区内事業所を利用する他自治体住民の、氏名、性別、要介護状態区分、被保険者番号、生年月日、年齢、住所、当該事業所の利用開始日、要介護（支援）認定期間、更新予定日、保険者、指定日、指定更新予定日、当該事業所を希望する理由 ・新宿区外事業所を利用する新宿区民の、氏名、性別、被保険者番号、生年月日、年齢、住所、要介護状態区分、要介護（支援）認定期間、連絡先電話番号、連絡先家族の続柄、氏名、担当ケアマネジャー名、当該事業所を希望する理由 ② LEMSCARE（都） 東京都が管理するサーバに LGWAN 回線を用いて接続し、ウェブブラウザによりシステムを使用する。

	【業務内容】 事業所情報の管理 【扱う個人情報】 ・申請者（法人代表者）の氏名、住所、生年月日 ・従事者の氏名、住所、生年月日、介護支援専門員番号 ・新宿区内事業所を利用する他自治体住民の、氏名、性別、要介護状態区分、被保険者番号、生年月日、年齢、住所、当該事業所の利用開始日、要介護（支援）認定期間、更新予定日、保険者、指定日、指定更新予定日、当該事業所を希望する理由 ・新宿区外事業所を利用する新宿区民の、氏名、性別、被保険者番号、生年月日、年齢、住所、要介護状態区分、要介護（支援）認定期間、連絡先電話番号、連絡先家族の続柄、氏名、担当ケアマネジャー名、当該事業所を希望する理由 3 対象者数 指定事業所数：366所（令和6年3月1日現在） ※1事業所あたり、概ね1～10人程度の情報を扱う ※個人情報の流れは、資料14-1、資料14-2、資料14-3のとおり
--	---

件名 電子申請・届出システムとの外部結合について

保有課（担当課）	介護保険課・地域包括ケア推進課
登録業務の名称	指定事業所管理業務
結合される情報項目（だれの、どのような項目か）	・申請者情報 法人名称、代表者名、所在地、電話番号、FAX 番号、代表者住所、代表者生年月日 ・事業所情報 事業所名称、所在地、電話番号、FAX 番号、管理者氏名、管理者住所、管理者生年月日、保険証書、メールアドレス ・従事者情報 氏名、住所、生年月日、資格を証明する書類（資格証等）、介護支援専門員番号 ・事業所が設置する運営推進会議構成員情報 氏名、所属、職名 ・新宿区内事業所を利用する他自治体住民情報 氏名、性別、要介護状態区分、被保険者番号、生年月日、住所、当該事業所の利用開始日、要介護（支援）認定期間、保険者、指定日、指定更新予定日 ・新宿区外事業所を利用する新宿区民情報 氏名、性別、被保険者番号、生年月日、年齢、住所、要介護状態区分、要介護（支援）認定期間、連絡先電話番号、連絡先家族の続柄、氏名、担当ケアマネジャー名、当該事業所を希望する理由
結合の相手方	国（厚生労働省）
結合する理由	少子高齢化が進展し、介護分野において人的制約がある中でサービスの質を確保するため、介護現場の業務効率化が急務となり、その一環として文書に係る負担軽減が求められている。 厚生労働省は介護保険法施行規則の一部改正等を行い、指定申請、変更および介護給付費算定に係る体制等についての届出は、やむをえない場合を除いて厚生労働省の電子申請・届出システムにより提出しなければならないこととした。また、届出等を受理する都道府県知事又は市町村長は、令和8年3月31日までの間に、準備を完了しなければならないこととしている。よって、厚生労働省の電子申請・届出システムの早急な導入が必要とされる。

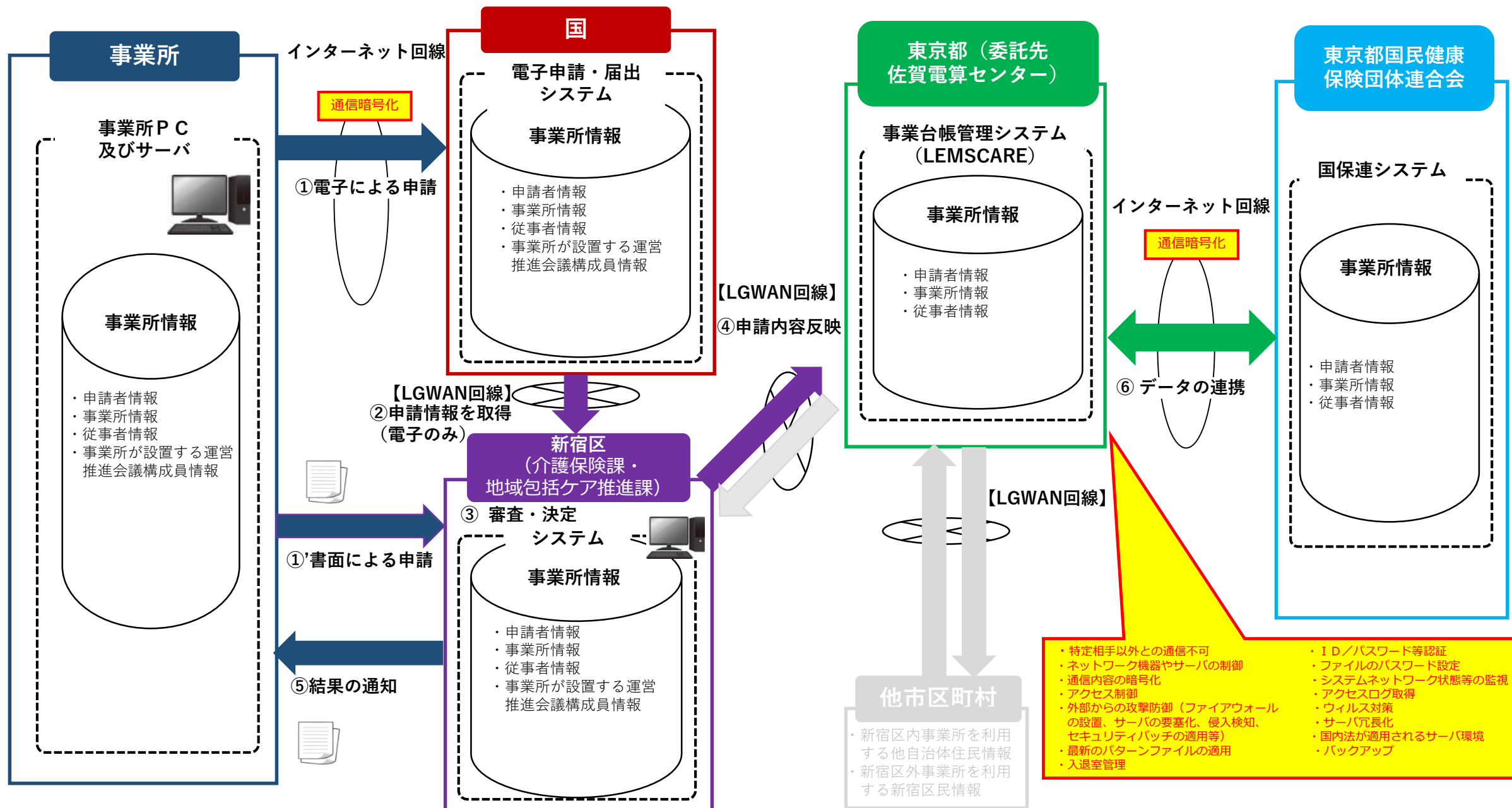
結合の形態	・区の接続方法 国が整備するサーバに LGWAN 回線を用いて接続し、ウェブブラウザによりシステムを使用する。 ・事業者の接続方法 インターネット回線を用いて接続し、ウェブブラウザによりシステムを使用する。
結合の開始時期と期間	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで（次年度以降も、同様の外部結合を行う。）
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 クラウド型事業所台帳管理システムとの外部結合について

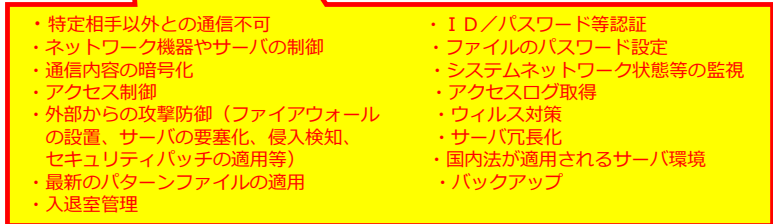
保有課(担当課)	福祉部介護保険課・地域包括ケア推進課
登録業務の名称	指定事業所管理業務
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	・申請者情報 法人名称、代表者名、所在地、電話番号、FAX 番号、代表者住所、代表者生年月日 ・事業所情報 事業所名称、所在地、電話番号、FAX 番号、管理者氏名、管理者住所、管理者生年月日、メールアドレス ・従事者情報 氏名、住所、生年月日、介護支援専門員番号 ・新宿区内事業所を利用する他自治体住民情報 氏名、性別、要介護状態区分、被保険者番号、生年月日、住所、当該事業所の利用開始日、要介護(支援)認定期間、保険者、指定日、指定更新予定日 ・新宿区外事業所を利用する新宿区民情報 氏名、性別、被保険者番号、生年月日、年齢、住所、要介護状態区分、要介護(支援)認定期間、連絡先電話番号、連絡先家族の続柄、氏名、担当ケアマネジャー名、当該事業所を希望する理由
結合の相手方	株式会社 佐賀電算センター (東京都が選定)
結合する理由	申請・届出情報は、東京都に進達する必要があるが、現在は紙で行い、東京都福祉保健財団が LEMSCARE に代理入力を行っている。 これまでは事業所からの申請等が郵送やメールであったため、LEMSCARE を導入した場合に職員の手入力による転記作業と経費が発生することから未導入だった。しかし、電子申請・届出システムからデータ抽出して連携が可能となるため、事務効率化等の点からも同時期の導入を実施する。
結合の形態	株式会社佐賀電算センターが整備するサーバに LGWAN 回線を用いて接続し、ウェブブラウザによりシステムを使用する。
結合の開始時期と期間	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

介護事業者情報に係る電子申請・届出システム及び事業所台帳システムの導入に係る個人情報の流れ

(資料14-1)
区内事業所からの申請

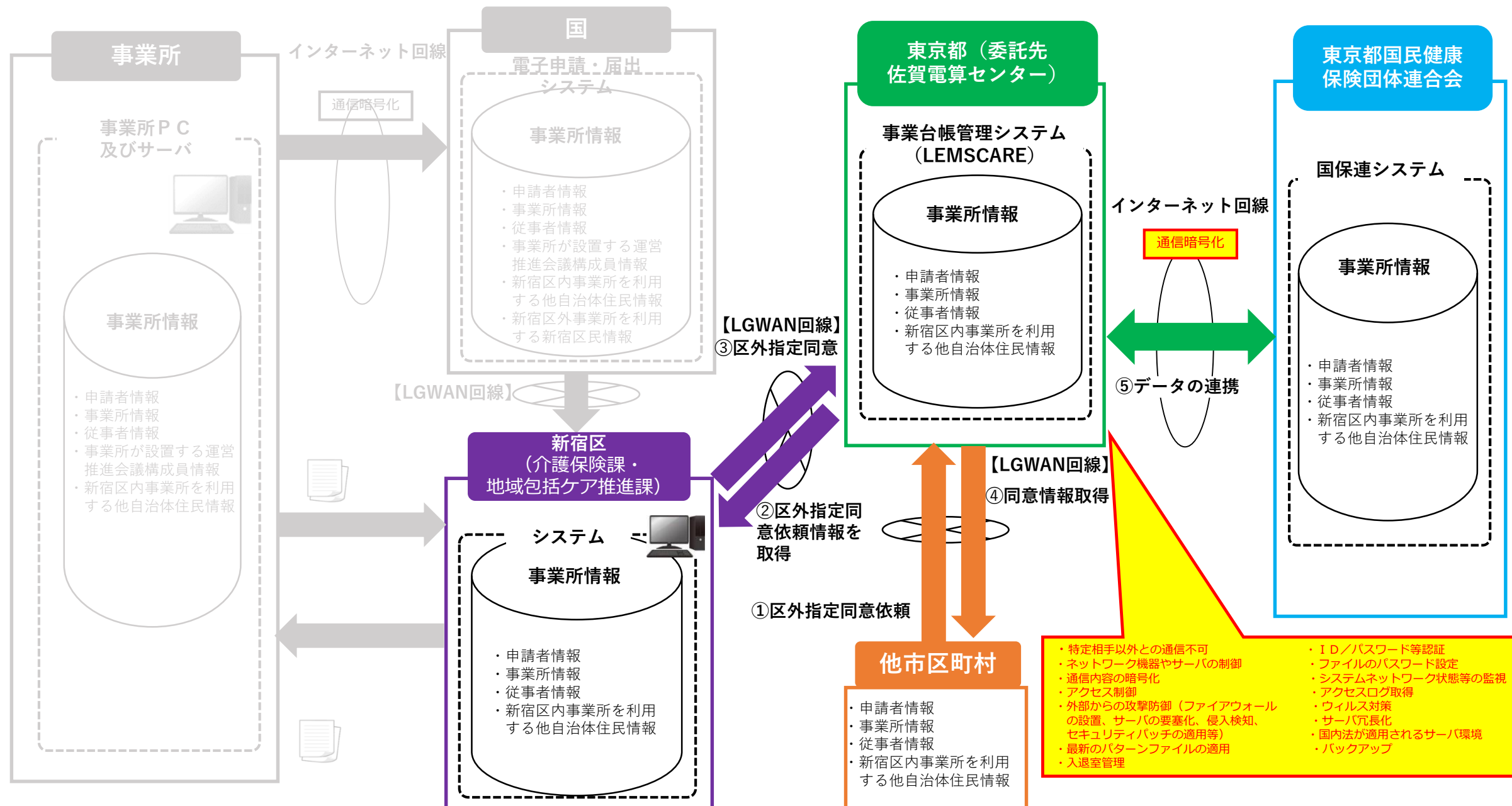


区外事業所からの申請



介護事業者情報に係る電子申請・届出システム及び事業所台帳システムの導入に係る個人情報の流れ

(資料14-3)
他市区町村からの依頼



4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「ー」	情報保護対策
区が行う情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
区が行う情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「ー」	情報保護対策
結合先に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
結合先に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。